

兵器軍需品特殊物件處理關係綴

大阪地方復員局

0084

		<p>附箋          要品即申上之元多々之物件ハ其詳分ホト          折衝ヲ要スル所ハ新ニ各指ヲ獲得セシメト          之処理年々兩計ニ改</p>			

0085

司令長官

*(Signature)*

副官

*(Signature)*

主務

十一月

八日起案

*(Stamp)*

*(Stamp)*

査閲

淨書

校合

月

日

宛旧ニ衣敷岡山支隊長

文書  
日附

昭和二十年十二月

八日

發

陸地復舊局  
總務部長

舞田農場保管物件ニ關スル申請書

首題ノ申請ニ關スル旨目下尙舊地ニ於テ面積者合向処理方針ヲ

決定セシムルニ付該物件ヲ於テハ大田方面増設事業ノ取止ノ旨決定

スル旨付大田方面ニ在リテ直ニ農場現存物件ニ異地方復舊局事務

由部トシテ申渡シ物件ノ之ヲ元復シ其地ニ際例ト折衝仕

直務ニ付該物件ノ申請書

陸地復舊局總務部長

岡山地方復舊局事務局長

阪警復第

七號

海軍

西大38 案納

0086

改復經監第一號ノ四

昭和三年十月二十二日

大政地方復員局 經理部長

美係各務整理委員 委員長殿

終戦時以降軍需品を分報告ニ関スル件 照会

首題ノ件 九月九日附改警機密第一七七號ニ依リ提出

方改警参考謀長ヨリ照会 有之同時ニ寫一通當部宛

送附方照会改置候々貴隊分見當ラサルニ付控ニ依リ

再調製ノ上至急(本月三十一日迄)必着ノ如ク送付相成

(終)

副官 参謀 補 官

海軍

美濃半葉 三行紙

0087

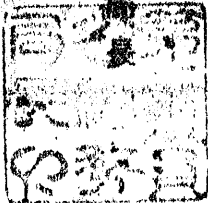
大改定方復員局長官啓

二復從務局第七号

昭和二十一年一月九日

第二復員省教養局長

横濱、大阪、各地方復員局長官啓



總務部長

總務部員

經理部長

先鋒糧食品取扱ニ關スル件通知  
第一、件ニ關シ、第一二復從務局第三九號ニ依リ、内務省ニ照會中ノ旨ハ散  
別紙内務省教訓第三六四號ノ通内務省ヨリ各地方長官外通牒發布セラレ  
タルニ付、可然取計在成願

一別紙添

廣務主任前

各所長

要由部より引渡目録より手配

0088



大正十一年十一月十四日

昭和十一年十一月十四日

各地方長官 殿

陸務省調査部長 大島弘夫

特殊物件中食糧品之處置ニ関スル件

聯合軍ニ返還スル食糧品中特殊糧食(乾燥食品)は  
食糧(ビタミン食糧)ハ九割已分ヨリ之ヲ各地方復舊局高  
品部ニ引渡スルニ決定相成候條之ヲ輸送方御配意相成度  
此段及通牒候 尚輸送完了迄日数量ハ、都建之、内務省  
調査部長並ニ農林省食品局長宛通報相成度

地 區 分 区 領 區 分

0089

<p>一 江戶道 青森縣 大湊支庁復興局 青森部 青森縣 秋田縣 山形縣 福島縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 神奈川縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 山梨縣 長野縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 滋賀縣 京都府 大阪府 和歌山縣 奈良縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡県 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣</p>	<p>二 青森縣 秋田縣 山形縣 福島縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 神奈川縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 山梨縣 長野縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 滋賀縣 京都府 大阪府 和歌山縣 奈良縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡県 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣</p>	<p>三 新潟縣 福井縣 富山縣 石川縣 京都府 舞鶴地方復興局 青森部</p>	<p>四 岐阜縣 愛知縣 高知縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 徳島縣 吳地方復興局 宮崎部</p>	<p>五 福岡県 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣</p>	<p>六 鹿兒島縣</p>
---	---	--	---	---------------------------------------	---------------

0090

2

阪警 第

7 號

海軍

司令長官

參謀長

參謀副長

參謀

副官

主務

月

日起案

査閱

淨書 鈴木 校合

月 日發付

宛 昭 掃 文 部 紀 伊 派 遣 部 長

文書 日附

昭和二十一年一月十日發總務部長

和歌山縣係省特殊物中第一等之品也

首題、件、第一、和歌山縣知事、別紙、通照、含有之

先、付、心、式、調、書、(中央、処理、ヲ、要、ス、ル、ハ、本、紙、ヲ、寄、向、ハ

寄、和歌山縣庁、其他、直接、和歌山縣、例、ハ、寄、ヲ

寄、向、上、苑、件、送、付、上、可、知、処理、於、外、取

和歌山縣

和歌山縣

西大 8 (大林組)

0091



長官

管第四五 號

昭和二十一年一月十日

和歌山縣知事 櫻田 大藏

總務部長

大阪地方復員局總務部長 殿

總務部員

特殊物件移管ノ件

本年十二月十九日附復復第ニニ號ノ以テ御來照ノ標記ノ件ニ関  
シ過日大阪地方復員局紀律派遣部ヨリ同部施設内保管中ノ特殊

庶務課

物件移管方申越有奉信知右特殊物件中中央知令ノ倉庫衣料  
通信資料、藥品等ノ付ハ内務省調査部不同部大阪支局免照會相

課

附 成度 地方復理物件ニ付ハ所專物資ノ拂下申請書提出方御取計

相成度

0092

1-14

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0093

控

阪復總第七一號

昭和二十一年一月十六日

大阪地方復員局總務部長

阪掃支部紀伊派遣部長殿

和歌山縣保管特殊物件ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シ和歌山縣知事ヨリ別紙ノ通照會有之タルニ付正式調書（中央處理ヲ要スルモノハ本紙ヲ當局ヘ寫ヲ和歌山縣廳ヘ其ノ他ハ直接本紙ヲ和歌山縣側ヘ寫ヲ當局宛）ヲ送付ノ上可然處理相成度

（別紙寫添）

（終）

（荒内納）

0094

海軍

管第四五號

昭和三十一年一月十日

和歌山縣知事

大阪地方復員局總務部長殿

特殊物件移管ノ件

客年十二月十九日附阪復總第五五號ヲ以テ御來照ノ標記ノ件ニ關シ、  
 大阪地方復員局總務部ヨリ同部施設内保管中ノ特殊物件移管方申越  
 有之候處有テ特殊物件中中央處分ノ食糧衣料、通信資材、藥品等ニ付テハ  
 内務省調査部又ハ同部大阪支局宛照會相成度尙地方處理物件ニ付テハ所  
 要物資ノ拂下申請書提出方御取計相成度

(終)

(並内納)

海軍

0095

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

五

及復總(八二)

昭和二十一年一月二十六日

大阪地方復員局 総務部長

和歌山縣 知事 殿

松下物件株式会社 処理打合、申出の旨

旧田辺海兵衛事務所、首題「仲」の事、別紙に示す

打合の要旨、施設方針、知事、事務打合、為記

昭和二十一年一月二十九日(火)午前、東京上ルル付、知事取計

記

大阪地方復員局

人 右

追而田辺、於ては打合会、田辺及古坊、常務、行政主任

参考、(一) 昭和二十一年一月二十六日

田辺上陸地道路行長

海

海

査閲 簿書 封入 校合 呈付

0096

要之山部長 経理部長 法務部長  
 田上陸地建設部長  
 新設の物知事

三三の町下にて東洋銀行のビル

(打合率表)

一月三十一日	三〇〇	水産試験所 日本郵船職員講習所
二月三十一日	九〇〇	田中中子校 大野部漁業組合 共養漁業組合 田中市漁業協同組合 田中農林業組合
三月三十一日	一三〇〇	九州造船所 君島味 彦平庄 組田中出張所 三石木工場 紀伊内海校 紀伊南支店 中田造船工場 工務所 岡田農林業
四月三十一日	九〇〇	紀南支店
五月三十一日	三〇〇	西牟婁地方事務所

結

海軍

0097

事務

總務課

總務部員

庶務課

6 訂

尾

及復讞七九号

昭和二十一年一月十六日

附 録 第七号

方附地方職員向総務部長

田辺上陸地運送所長 殿

田辺運送所長殿 田辺運送所長殿 田辺運送所長殿

向、運送所長殿 田辺運送所長殿 田辺運送所長殿

高田運送所職員より田辺在任、案係幹部より出席

方運送所長殿 田辺運送所長殿 田辺運送所長殿

追而方員より出席者友一函

田辺運送所長殿 田辺運送所長殿 田辺運送所長殿

田辺

総務部長 田辺運送所長 田辺運送所長

田辺運送所長 田辺運送所長 田辺運送所長

田辺運送所長 田辺運送所長 田辺運送所長

起 案 本 署

0038

別紙

復總第八

号号

別紙

0099



二ク

下  
部  
係  
者

司令長官

參謀長

參謀副長

總務部員

參謀

主務

月

日起案

宛 部係者

文書  
日附

昭和二十一年一月十七日發

陸地總務部長

庶務部員

査閱  
録  
校  
復  
子  
月  
日發付

旧田辺海兵衛閣下物部事務係者

首題 陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

陸地總務部事務係者(旧田辺海兵衛閣下物部事務係者)

阪警總第 〇 號

海軍

西大 8 (大林納) 0100

(別表)

品名	海軍省	陸軍省	内務省	逓信省	農商務省	文部省	司法省	大蔵省	皇室	臨時	計	取量トノ 注
	海軍省	陸軍省	内務省	逓信省	農商務省	文部省	司法省	大蔵省	皇室	臨時	計	
(註) 逓信省及海軍省取量ノ實際引取量トノ差アル場合等ハ事情 察ノ上代金ヲ決定ス 口書及本票ノ借頼スル者何種ニテ期スルコト												

(註)

逓信省及海軍省取量ノ實際引取量トノ差アル場合等ハ事情

察ノ上代金ヲ決定ス

口書及本票ノ借頼スル者何種ニテ期スルコト

(終)

明治

海軍省

陸軍省

0101

昭和二十一年一月十七日

大阪地方復員局總務部長

關係者

殿

舊田邊海兵團拂下物品整理ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シテハ引渡當時ト現狀トニ著シキ情勢ノ變化ヲ生ジ然モ會計  
經理上ノ處理不充分ナル點數カラズ茲ニ之ガ整理ヲ要スルニ付當方ヨリ主  
務者一同田邊上陸地連絡所(舊田邊海兵團)ニ出向スルニ付 月 日  
同所ニ別表資料六部調査ノ上責任者參集ヲ成度

(別表 添)

(終)

別表第一

品名	海軍査定	實際	現狀		代價		計		價	記
			引取量	現存量	所在地	單價	代金額	引取運搬費		

(註)

(一) 運搬費及海軍側定引取量ト實際引取量トノ差アル場合等ハ事情勘  
察ノ上代金ヲ決定ス

別表第二  
口數量ハ本表ヲ参照スルニ付正確ヲ期スルコト  
目録家消費以外ニ使用セルモノハ記入  
地方事務課於テ配分表

配給先品名	数量	現存量	代價	計	價	記

終

天王寺 本町 電車の故障より、同日 三軒宮 坂下 三坊の  
 通学時、本町 電車を、念のため、又、東山 坂下 坂下 坂下 坂下

總務部長

秘書長

廣野長

課長

月	日	曜日	地名	着数	備考
一	二	火	東山 坂下	一四二〇	（注）中村 福田 東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下
一	三	水	東山 坂下	一四二〇	（注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下
一	三	木	東山 坂下	一三二〇	（注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下
一	一	金	東山 坂下	一三二〇	（注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下
一	二	土	東山 坂下	一三二〇	（注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下 （注）東山 坂下 坂下 坂下

天王寺 坂下  
 一三〇〇  
 一四一五  
 一三五五  
 海軍

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0104

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

建設省

阪建第一七四號

昭和二十一年一月二十四日

運輸省大阪地方建設部總務課長

長

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

建物部下ノ件回答

現細照會組成候件照ノ在ニ關シテハ左記ノ通りニテ之候

戸塚

六兵庫縣飾磨郡津野

木造平家樂宿舎 二〇〇平米

倉庫 五〇平米

二大阪府住吉區萱芝浦海軍施設補給部

組立式倉庫 四十一棟

三無鶴方所ニ平和堂ノ施設有之ニ付之ヲ拂下希望ノ場合ハ復員局元日

復員官並ニ大阪財務局國有財産部 林第一管理課長ト協議サコト

破格大ニシテ復員可ク

復員局長

別紙参考

0105

阪建 21.1.26 接受

運輸省大阪地方建設部

地方建設部

事務課

八復員局元用

付通申  
上福  
下田

分可致

郵務課長

阪復總  
21.1.26  
接受

0105

復員局長官殿

別紙参考為ニ送付候

0106

第二管野期要ノ附録第1  
附下各段ノ都合ハ野田  
十一財

二財  
一財

山ノ麓ニ有テ

管大田此代學期落懸瀬期景

2010

可トス

ノ水量ヲ立方尺ニテ表

.....立ニテ表ハス

ノ深尺ニテ表ハス

ノ率ニテ表ハス

同 上

ニテ表ハス

0107



課 附  
庶務課長  
下谷 坂 貞  
總務課長  
總務課長  
長

一月二十六日經由

第...号...

④ 總務課長印  
奈優人第...号

奈良航空隊の保給支糧倉庫分報告 20.12.31 後援授養倉庫支部

品名	秤呼	受	拂							残
			自活消耗	官公衛	他地方 糧食	自給 倉庫	消費 糧食	消費 糧食	消費 糧食	
糯米	20	100	100	0	0	0	0	0	0	0
缶詰野菜	,	1924	452.4	130	390	高取	126	0	825.6	0
鮫魚肉	,	230	137	0	0	高取	67	13	13	0
乾燥野菜	,	64	15	10	12		0	0	27	0
豆類	,	80	0	0	0		0	20	60	0
粉類	,	176	44	0	44	高取	22	22	44	0
茶	,	18	0	0	0		0	18	18	0
調味料類	,	80	20	0	10	高取	20	10	20	0
香辛料	,	15	0	0	0		0	5	10	0
旧漬物	,	100	20	4	0	高取	66	0	0	0

第 0108 号

塩	至	400	40	0	200	40	40	80	0
塩油	立	420	96	54	72	0	72	126	0
ソノ入	糊	86	16	16	16	10	18	10	0
無塩	塩	936	0	210	130	115	39	442	0
昭和二十年十二月三十一日									
復興援護会奈良支部長 山田 武									

海 0109

人

長

長

長

一月二十日經由

表簿等第十川口紙

①  
奈優人奉  
三  
號

近畿空大和基地到保転受被服及需品処分報告 20.11.30 復員接連会幸良支部										
品名	単位	受	拂					人事部下 保転	計	残
			復員者及 遺家族	官公衛	他地方 授復会	戦災(復員) 者事業部	亡失毀損			
毛布	個	98	0	0	50	0	0	48	98	0
蚊帳	套	153	10	43	30	15	15 <small>(使用不能 破損)</small>	40	153	0
地下足袋	組	266	28	20	50	30	98 <small>(遺失)</small>	40	266	0
綿蒲団	個	5	5	0	0	0	0	0	5	0
紺足袋	組	160	50	50	0	0	28 <small>(遺失)</small>	32	160	0
夏袴下	個	815	97	329	150	24	35 <small>(数不足)</small>	180	815	0
福着色 裯袴	〃	51	51	0	0	0	0	0	51	0
刈込裯袴	〃	323	135	65	15	10	58 <small>(数不足)</small>	40	323	0
飛線夏衣袴	〃	35	5	0	0	10	0	20	35	0
暑衣袴	〃	100	80	0	20	0	0	0	100	0

簿 一 冊

0110

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp/

長椅子 何	1	0	0	0	0	0	1	1	0
安楽椅子 〃	2	0	0	0	0	0	2	2	0
特殊椅子 〃	2	0	0	0	0	0	2	2	0
配食器 玉 〃	9	9	0	0	0	0	0	9	0
〃 玉 〃	9	9	0	0	0	0	0	9	0
茶 瓶 〃	8	8	0	0	0	0	0	8	0
兵食匙 〃	7	7	0	0	0	0	0	7	0
兵食器 玉 〃	300	48	0	150	52	0	50	300	0
〃 玉 〃	300	48	0	150	52	0	50	300	0
兵食皿 〃	400	48	0	200	52	0	100	400	0
昭和二十年十一月三十日									
復興援復会奈良支部長 山田 武									

海軍 0111

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

神戸地方復員局 二〇號

昭和二十一年一月二十三日

神戸地方復員局 事務部長

大阪地方復員局 總務部長 殿

拂下軍需品軍需物資等二箇件 回答

政復總第九〇號 以下照會ノ首題ノ件 貴部ニ該素事項  
無見及回答候

飛

R  
未半ナ

美濃全簿十三行軍統(伊東精)

0112

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

阪復人第八號ノ三一

昭和二十一年一月二十五日

大阪地方復員局人事部長

大阪地方復員局總務部長 殿

拂下軍需品重需資材等ニ關スル件回答

首題ノ件別紙ノ通ニ付可然御取計相成度

(別紙一部添)

(終)



海軍

0113

品名	数量	保釋先	移管時所在	保釋(拂下)先	現所在	記
精米	二五俵		高野町	大阪府高野町	大阪府高野町	
精麦	六俵					
鹽	七二枚		京都府宇治市	京都府廳	京都府廳	
子袋	五箱					
蚊張	八二枚					
バケツ	八八個					
帽子日覆	一五九〇枚					
靴下	三箱					
木炭	八俵					
炭詰	九〇箱					
小麦粉	二〇袋					
炭詰	二〇五箱		大阪府北河内郡門真町	大阪府廳	大阪府北河内郡門真町	
梅干	八樽					
福神漬	一三樽					
バケツ	九個					
筆	三九本					
鹽表	二八枚					
鹽表	二包					
竹葉	八本					
鐵	三本					
甲板八ヶ	五箱					
甲板八ヶ	一包					
消毒器	一個					
鹽	一俵					
湯呑	二箱					
湯呑	五個					
子袋	五本					

品名	数量	保轉先	移管時所在	保轉(拂下)先	現所在	記事
ブルーム	一箱		大阪府北内郡 門真町	大阪府府	大阪府北内郡 門真町	
夕ワシ	三箱					
串靴	二七五一足					
編工靴	三〇〇足					
吉靴	二九九足					
夏襦袢	一〇枚					
冬夏襦袢	三〇枚					
中古夏履衣	五枚					
毛布	一〇七枚					
玄米	一俵					
大豆	一俵					
小麦粉	七俵					
麦	一俵					
書棚	一箱					
釜	二個					
クド	一組					
甲机	二個					
秋木	約五〇石					
缶詰	四箱		大阪府東淀川区 平野町		大阪府東淀川区 平野町	
番茶	二箱					
毛布	五枚					
試験管	五本					
オートアルミ	一箱					
オスタップ	一個					
時計	七個					
桶	二個					
染料	一箱					

撥護會保有物資産目録 大阪地方復員局人畢部



品名	数量	保轉先	移管時所在	保轉(拂下)先	現所在	記事
焼付器	一個		大阪府東区 平野町	大阪府廳	大阪府東区 吉田平野町	
バケツ	一個					
薄板	一籠					
麻糸	一包					
ワシヨ	一箱					
ワサビ粉	一箱					
菜一料	三樽					
辨當箱	三籠					
塵取	五個					
望遠鏡	一個					
四一ポ	四卷					
天幕	二枚					
薄團	三枚					
黒帽子	二七個					
洗面器	三依					
洗面器	一個					
竹箒	三京					
靴底革	一箱					
懐中電燈ケ大	一個					
塩	一丸依					
漬物	四七樽					
梅干	五樽					
缶詰	八箱					
食器小	四三個					
スプーン	七個					
消毒器	九個					
水桶	五個					

援護會保有物資部 大阪地方復員局人課部

四〇二

品名	数量	保轉先	移管時所在	保轉(拂下)先	現所在	記事
工 瓶	五個		大阪府東淀川区 平野町	大阪府 府 廳	大阪府東淀川区 平野町	
茶 瓶	三個		"	"	"	
燒 耐	一樽		"	"	"	
カラス 俵	一束		"	"	"	
サ 〇	三個		"	"	"	
雜 品	三箱		"	"	"	
電 氣 箱	一個		"	"	"	
綑 束	三束		"	"	"	
缶 詰	三六箱		大阪府東淀川区 新渡辺倉庫 大阪府東淀川区 四貴町	"	大阪府東淀川区 四貴町	
伸 銅 品	七塊		"	"	"	
特 殊 銅	九九塊		"	"	"	
銅 板	二〇塊		"	"	"	
鐵 鋼	〇〇塊		"	"	"	
銅 管	一〇〇塊		"	"	"	
銅 塊	二〇九塊		"	"	"	
型 鋼	二二塊		"	"	"	
燒 損 角 鉄	一〇〇塊		"	"	"	

按證會保有物實証書 大阪地方復員局人事課

査閱  
淨  
夜合  
編  
月  
29  
日  
日  
日

司令長官

參謀長

參謀副長

參謀

主務

月

日起案



宛

經理部長  
栗田部長

文書  
日附

昭和21年1月27日發  
總務部長

松下物賣屋山打合尔後報告中道合

旧臘二十日實施也多心首題一併大より用  
報告部長

復

研  
吉  
平

一、山水産業社へ松下ノ綿布糺員等ニ寄ル  
栗田部長

長子処理中不取

二、合社ニ買却也  
綿布ニ乗リ  
經理部長ノ調査処理

多取

三、山水産業社、浅山商會及塩崎商會ニ村上  
松下品ノ

阪警理第一三三號

會計処理ノ狀

海軍

西大8(大林納)

0118

原庄組

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

昭和二十一年一月三十日

大阪地方復興局總務部長殿

旧庄組遺棄物出取整理ニ関スル件

首題ノ件別紙明細ノ旨リノ事事情甚ク是示ノ上宜ク取計相成度申取候也

申付如左ニ取リ計ニ付テ

結末迄

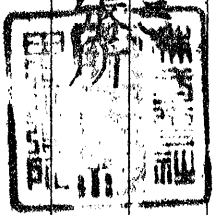
菅野部員

河野部員

村上宜輝

株式会社 原庄組

和歌山縣田邊市文里(電四六)  
株式會社 原庄組田邊出張所



0119

品名	海軍査定引渡数量	海軍實際引取数量	現有量	所在地	単價	計	引取量	記事
釜 大	一個	一個	/	成工	△			無修去迄
鑪	一個	一個	/		△			
手 鋸	三個	三個	/		△			
折 尺	一個	一個	一個		△			
板 銅	六枚	六枚	/	西條町 西條町 西條町 西條町 西條町 西條町	△			西條町 西條町 西條町 西條町 西條町 西條町
鉄 釘	五〇〇枚	二〇〇枚	/	地方事務所	△			地方事務所
硝子 枱 甲	五〇枚	五〇枚	/	青森市 青森市 青森市 青森市 青森市 青森市	△			青森市 青森市 青森市 青森市 青森市 青森市
硝子 枱 乙	一〇〇枚	九〇枚	/	水島町	△			水島町
三日 目 鉗	三五本	三五本	/					
墨 壺	三個	三個	/					
硝子 鉗 枱 器	一個	/	/					不助
木工 鉗 帶	六十本	六十本	/					不助

0120

螺旋錐	水平器	曲尺	文鎖	製圖具小	同乙	三角定規甲	丁形定規	厚鑿	穴挽鋸	橫引鋸小	斧大	鉄鎚中
一四口	一〇口	一〇口	三口	一口	一枚	一枚	一枚	三〇口	七枚	五枚	三口	十七本
一四口	一〇口	一〇口	/	一口	一枚	一枚	一枚	三〇口	三枚	五枚	三口	十七本
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
											留裝職工 △	
返却済	七口四層 返却済	九口四層 返却済	引取者時 不明				返却済	五口四層 返却済	引取者時 三枚五層 返却済		返却済	返却済

0121

鉄 錠	ト イ シ	木 環 錠
六 百	一 五 百	二 百
六 百	一 五 百	二 百
/	/	/
		/
		返 却 済

株式会社・原  
庄  
組

0122

舊内閣海軍部軍需物品整理表

和歌山縣田邊市神子濱七三番地

紀伊内燃機株式会社

電話(田邊)三三三

品名	海軍査定引取量	實際引取量	現存量	所在地	軍價	計	價	記
重油	六〇〇.三	一八.六	四〇〇.〇	当地			四拾円	自家使用
石炭	十ト	八ト	七ト				貳拾円	自家使用
コークス	三ト	三ト	五ト				百円	色却
鉛地金	一〇K	一〇K	五K					色却
亜鉛地金	一〇	一〇K	一五K					色却
白色合金	二〇	二〇K	一五K					色却
道具銅	三	ナ	ナ					色却
秤錘	一〇	一	ナ					自家使用
平銅	一〇	五	五					色却
山形銅	二	七	ナ					ナ
亜鉛板	二	一	ナ					自家使用
真鍮板	一	七	ナ					自家使用

0123



金鋼ナリ	台ナリ	イソナリ	柳ナリ	漆台	ノコ	木バス	トスカン	木礎	礎石	銅板	瓦板	銅管	銅材
ニ	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
ニ	ナレ	ナレ	一	一	一	二	一	一	二	ナレ	ナレ	一	一
一	ナレ	ナレ	ナレ	ナレ	ナレ	一	一	一	一	ナレ	ナレ	ナレ	ナレ

一 女 込 部  
 ナレ  
 ナレ  
 速 部  
 自 務 使 甲  
 一 込 込 部  
 日 宗 鉄 甲  
 ナレ  
 ナレ  
 込 部  
 三 部

大阪地方復員局

二復員事務局第八七號

長官

昭和二十一年一月三十日

總務部長

各地方復員局長官殿

總務部員

庶務課長

特殊物件、處分、促進ニ關スル件通知

首題、件ニ關シ別紙、通内務省調査部長ヨリ各地方長官宛通函致サレ候事有テ

(別紙一編)

需品部長

經理部長

課長

部員

中

内務省發調第七〇號

昭和二十一年一月十九日

内務省調査部長

各地方長官 殿

特殊物件、處分、與進ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル舊軍用物資、處分ニ關シテハ廢次、通關及入庫訓示  
等ニ依リ其ノ迅速且正確ナル措置ニ付夫々御懸慮相成リ居ルコトト存候處現下  
民必需品、運送セル實情ト之方採管中ニ於ケル弊害糾導等、擬議セル事情ニ體  
シ其ノ急遽ナル配分、實施ニ關シ更ニ特設ノ措置ヲ講ズルハ真ニ緊要ノコトト  
存候備左記各項御察知ノ上地方ノ實情ニ應ジ之方實施ニ關シ萬念ノ方策ヲ講ゼ  
ラレ度此致及通牒候

尚採管物資費ハ昭和二十一年度豫算ニハ計上ノ見込無之爲念

記

一食料、衣料、日用品、醫藥品、燃料、電氣器具等消費品類ニシテ並ニ、庶民

多ク爾モ保管準備困難ナル物資、集積所ハ直ニ配分先ヲ決定シ進メ之ヲ引取  
ラシムルコト

一 醫藥品、處分促進ニ關スル聯合軍政最高司令部、指令ニ示セル層ク其ノ他、該  
物資モ原則トシテ聯合軍政ヨリ運送ヲ支ケタル規模ニ於テ配分先ヲ決定シ引取  
ラシムルコトトシ其已ムヲ得ザル事情アル場合、外配分先決定前ニ於ケル返  
還物資、移動ハ之ヲ行ハザルコト

一 消費品以外、物資ニ付テハ之ガ保管準備、便宜ヲ考慮シ情況ニ依リ止或配分  
先決定前モ一時使用認可等、措置ヲ講スルコト

一 地方處分ニ屬スル各物資ニ付處分ヲ行フニ際シテハ常識上相當ノ給付期間ヲ  
設ケテ受配者ニ現品、引取りヲ命ジ給付期間内ニ引取ラザルトキハ事情ニ依  
リ他ノ者ニ拂下ゲ變更シ得ルモノトスル條件ヲ附シテ拂下命令ヲ發スルモノ  
トスル等其、急遽ナル引取り期スルコト

一 中央ニ於テ具體的措置ヲ決定シタル物資ニ付テモ其、受配者ニ對シ相當ノ給  
付期間ヲ設ケ引取要求ヲ爲シ受配者ニ於テ其、期間内ニ之ヲ引取ラズ又ハ引  
取ル意思ナキトモ其、他情況ニ依リ其、急遽ナル引取り困難ナリト認ムルト  
キハ他ノ適當ナル配分先ヲ決定シ事情ヲ具シテ其、拂下處分變更ヲ當省ニ提

申請スルコト（電報又ハ電話ニテ可ナリ）（内務省ハ關係各省ニ連絡相談シテ決定ス）

地方特殊物件處理委員會、適用ニ付テモ考慮ヲ拂ヒ特殊物件處分ノ迅速ヲ圖ル爲都道府縣ニ於テ或ハ特殊物件處理委員會へ、分科會若ハ專門部會ノ如クシテ、決定ヲ以テ委員會ノ決定ニ代ヘ或ハ委員會ガ提議ニ於テ配分先ヲ即決シ又已ムテ得サル事情アルトヤハ地方長官ニ於テ假ニ處分ヲ決定シ當該委員會ニ事後承認ヲ求ムルコトトスル等便宜ノ措置ヲ講スルコト

0128

長官

總務部長

總務部長

廢務課長

附

筑波右屋

宛 昭地復總務部長

大ノ電アリ 幕海軍部ノ参謀 古多ノ佐 帶在中  
之体 同官ニ依頼セリ

五 幕横領部復總務部長

聯合軍軍部高司令部ニ提出シ 昭和二十年

八月十日ヨリ 同年九月二日迄ニ 幕野ノ舊場

軍一團隊ノ部隊規定通 幕外管片其他

二 幕野又ハ 幕下ノ幕野ノ幕野

一 民内ノ場 幕野中ノ幕野ノ幕野

及 幕野ノ幕野 (幕下) 幕野ノ幕野

0129

所在、現所在ノ指記ノ調書ヲ、果其他  
 各部ト連絡ノ上、印刷部並一名ニ月  
 四、一三〇〇迄ニ、各局ニ携行セラルル也

0130

報

電 0230

號普通通信送

FOR THE RECORDS OF THE  
RECORDS DEPARTMENT  
OF THE HEALTH OF THE  
NATIONAL BUREAU OF HEALTH

RECORDS DEPARTMENT  
OF THE HEALTH OF THE  
NATIONAL BUREAU OF HEALTH

RECORDS DEPARTMENT  
OF THE HEALTH OF THE  
NATIONAL BUREAU OF HEALTH



納刷印字出立宛

院 信

號四第信

0131



郵便番号

信

目

一  
者  
信

者

信

Handwritten vertical text in a cursive script, likely a historical document or letter, written within a rectangular border.

納刷印子王ニ元

院

信

通

0132